

法第 34 条第 1 号（日常生活のため必要な物品の販売の店舗等）の運用基準の改正について

都市計画法第 34 条

- 一 主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する政令で定める公益上必要な建築物又はこれらの者の日常生活のため必要な物品の販売、加工若しくは修理その他の業務を営む店舗、事業場その他これらに類する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

1 改正理由

- (1) 日本標準産業分類の改定（令和 5 年 7 月 27 日告示，令和 6 年 4 月 1 日施行）に伴い，分類番号等の改正を行いました。

新設された均一価格店については，市街化調整区域内に居住している者の日常生活のため必要な施設と認められることから，対象業種に追加しました。

- (2) 簡易郵便局については，これまで対象業種に含まれていませんでしたが，郵便局と同様のサービスを提供する施設であることから，対象業種に追加しました。

2 改正内容

- (1) コンビニエンスストア（5891）及びドラッグストア（6031）を各種商品小売業（5631 及び 5641）に移動するとともに，繰り上げとなった分類番号を改めました。〔別表〕

- (2) 各種食料品小売業（5811）をその他の各種食料品小売業（5819）に，調剤薬局（6033）を薬局（6032）にそれぞれ改めました。〔別表〕

- (3) 対象業種に均一価格店（5661）及び簡易郵便局（8621）を追加しました。

〔1 (1)ウ，別表〕

3 施行日

令和 6 年 5 月 1 日